

第百二十五回国会 衆議院 商工委員会議録第一号

本国会召集日(平成四年十月三十日)(金曜日)(午
前零時現在)における本委員は、次のとおりであ
る。

- 委員長 武藤 山治君
- | | |
|-----------|-----------|
| 理事 逢沢 一郎君 | 理事 井出 正一君 |
| 理事 自見庄三郎君 | 理事 額賀福志郎君 |
| 理事 山本 拓君 | 理事 竹村 幸雄君 |
| 理事 和田 貞夫君 | 理事 森本 晃司君 |
| 理事 甘利 明君 | 理事 新井 将敬君 |
| 理事 岩屋 毅君 | 理事 植竹 繁雄君 |
| 理事 浦野 休興君 | 理事 尾身 幸次君 |
| 理事 奥田 幹生君 | 理事 梶山 静六君 |
| 理事 古賀 一成君 | 理事 佐藤 信二君 |
| 理事 齊藤斗志二君 | 理事 田辺 広雄君 |
| 理事 谷川 和穂君 | 理事 中山 太郎君 |
| 理事 仲村 正治君 | 理事 増田 敏男君 |
| 理事 武藤 嘉文君 | 理事 江田 五月君 |
| 理事 大島 章宏君 | 理事 岡田 利春君 |
| 理事 加藤 繁秋君 | 理事 後藤 茂君 |
| 理事 鈴木 久君 | 理事 安田 修三君 |
| 理事 安田 範君 | 理事 吉田 和子君 |
| 理事 榎藤 恒夫君 | 理事 二見 伸明君 |
| 理事 渡部 一郎君 | 理事 小沢 和秋君 |
| 理事 川端 達夫君 | |

平成四年十一月二十七日(金曜日)
午前十時十分開議

- 出席委員
- 委員長代理理事 和田 貞夫君
- | | |
|-----------|-----------|
| 理事 逢沢 一郎君 | 理事 井出 正一君 |
| 理事 自見庄三郎君 | 理事 額賀福志郎君 |
| 理事 山本 拓君 | 理事 竹村 幸雄君 |
| 理事 甘利 明君 | 理事 新井 将敬君 |
| 理事 岩屋 毅君 | 理事 植竹 繁雄君 |
| 理事 浦野 休興君 | 理事 尾身 幸次君 |

第一類第九号 商工委員会議録第一号 平成四年十一月二十七日

出席国務大臣

- | | |
|--------|--------|
| 奥田 幹生君 | 梶山 静六君 |
| 古賀 一成君 | 佐藤 信二君 |
| 齊藤斗志二君 | 田辺 広雄君 |
| 谷川 和穂君 | 仲村 正治君 |
| 増田 敏男君 | 柳本 卓治君 |
| 阿部 昭吾君 | 大島 章宏君 |
| 小岩井 清君 | 鈴木 久君 |
| 鉢呂 吉雄君 | 安田 修三君 |
| 安田 範君 | 吉田 和子君 |
| 榎藤 恒夫君 | 斉藤 節君 |
| 渡部 一郎君 | 小沢 和秋君 |
| 川端 達夫君 | |

出席政府委員

- | | |
|---------------|--------|
| 国務大臣 (内閣官房長官) | 加藤 紘一君 |
| 国務大臣 (環境庁長官) | 中村正三郎君 |
| 公正取引委員長 | 小粥 正巳君 |
| 公正取引委員会事務局長 | 地頭所五男君 |
| 公正取引委員会事務局長官 | 塩田 薫範君 |
| 公正取引委員会事務局長官 | 矢部丈太郎君 |
| 公正取引委員会事務局長官 | 植松 勲君 |
| 公正取引委員会事務局長官 | 糸田 省吾君 |
| 環境庁長官官房長 | 森 仁美君 |
| 環境庁水質保全局長 | 赤木 壯君 |
| 通商産業大臣官房長 | 内藤 正久君 |
| 通商産業大臣官房総務審議官 | 江崎 格君 |

委員外の出席者

- | | |
|-------------|--------|
| 通商産業大臣官房審議官 | 清川 佑二君 |
| 通商産業省立地公書局長 | 堤 富男君 |
| 商工委員会調査室長 | 山下 弘文君 |

委員の異動

- | | | |
|-------|------|---------|
| 十一月四日 | 補欠選任 | 山口 鶴男君 |
| 同日 | 補欠選任 | 佐藤 謙一郎君 |
| 同日 | 補欠選任 | 柳本 貞治君 |
| 同日 | 補欠選任 | 阿部 昭吾君 |
| 同日 | 補欠選任 | 鉢呂 吉雄君 |
| 同日 | 補欠選任 | 小岩井 清君 |
| 同日 | 補欠選任 | 斉藤 節君 |

同日

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 梶山 静六君 | 佐藤 謙一郎君 | |
| 武藤 嘉文君 | 柳本 貞治君 | |
| 江田 五月君 | 阿部 昭吾君 | |
| 岡田 利春君 | 鉢呂 吉雄君 | |
| 後藤 茂君 | 小岩井 清君 | |
| 二見 伸明君 | 斉藤 節君 | |
| 同日 | 補欠選任 | 梶山 静六君 |
| 同日 | 補欠選任 | 武藤 嘉文君 |
| 同日 | 補欠選任 | 江田 五月君 |
| 同日 | 補欠選任 | 後藤 茂君 |
| 同日 | 補欠選任 | 岡田 利春君 |
| 同日 | 補欠選任 | 二見 伸明君 |

十月三十日
廃棄物利用発電の促進に関する法律案(岡田利春君外五名提出、第百二十三回国会衆法第二号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(竹村幸雄君外十名提出、第百二十三回国会衆法第七号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十三回国会衆法第八〇号)
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案(内閣提出、第百二十三回国会衆法第八三号)
十一月二十五日
高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案(和田教美君外二名提出、参法第二号(予))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
連合審査会開会に関する件
国政調査承認要求に関する件
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十三回国会衆法第八〇号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(竹村幸雄君外十名提出、第百二十三回国会衆法第七号)
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案(内閣提出、第百二十三回国会衆法第八三号)

○和田(貞)委員長代理 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
通商産業の基本施策に関する事項
中小企業に関する事項
資源エネルギーに関する事項
特許及び工業技術に関する事項
経済の計画及び総合調整に関する事項
私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

鉱業と一般公益との調整等に関する事項
以上の各事項につきまして、議長に対し、国政調査の承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○和田(員)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○和田(員)委員長代理 この際、新たに就任されました小粥公正取引委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。小粥公正取引委員会委員長。

○小粥政府委員 先般、公正取引委員会委員長を拝命いたしました小粥正巳でございます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。この際、一言ごあいさつを申し上げます。

申し上げるまでもなく、独占禁止法は自由経済社会の基本的ルールを定めたものであり、自由経済社会の長所を生かし、我が国経済の民主的な発展を促進していく上で、極めて大きな役割を果たしているところでございます。

また、我が国の経済力が世界有数のものとなった今日、これに見合った豊かな国民生活を実現していくとともに、我が国市場を国際的により開かれたものにしていくことが重要な課題であり、かかる観点から、内外の事業者の公正かつ自由な競争を促進し、消費者利益を確保するため、独占禁止法並びにその運用に当たる公正取引委員会の果たすべき役割は従来にも増して一層大きくなっているものと考えております。

このような折から本職を仰せつかりました責任の重大さを痛感しており、独占禁止法の厳正かつ適正な運用に努め、新しい任務に全力を挙げて取り組んでまいります。

大変未熟な者でございますが、当商工委員会の皆様方の御鞭撻、御支援を賜りまして、この重い職責を果たしてまいりたいと存じます。

なお、政府におきましては、独占禁止法違反行

為に対する抑止力強化のため、カルテル等の違反行為について事業者、事業者団体に対する罰金額の引き上げを内容とする独占禁止法改正法案を提出しているところであり、公正取引委員会として、今国会におかれましてこれを御審議の上、今国会においてぜひとも成立、実現させていただきたいと考えている次第でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○和田(員)委員長代理 第百二十三回国会、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案並びに第百二十三回国会、竹村幸雄君外十名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。両案につきましては、去る第百二十三回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○和田(員)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 第百二十三回国会

内閣提出

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 第百二十三回国会

竹村幸雄君外十名提出

(本号末尾に掲載)

○和田(員)委員長代理 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小岩井清君。

○小岩井委員 質疑に入る前に、第百二十三通常国会の私の質疑に対して、特に埼玉談合について、指名業者に対する指名の通知についてどうして

るのか、あるいは、現場説明の際に、現場説明参加者はどう確認をされているのか、あるいは、入札の際に入札参加者の個人名を入札書に記入し押印をすることになっていないけれども、署名捺印することになっていないけれどもどうかということに對して、ほとんど答えられなかった。ほとんど答えられないで時間が経過してしまつたということとで答弁が残つた、こういうことであります。したがって、きょう質問に立たせていただくことになるわけでありませうけれども、これは、埼玉談合については排除措置をしたということ、これは違法行為があつたということでありませうが、個人を特定できない、したがって告発ができない、そういうことでございまして、個人が特定できるということ、具体的に質問をしたことに対して答えが出なかつたということでありませう。したがって、まずこの点についてお答えをいただきたいことと、あわせて、とすれば、両罰規定そのものに問題があるということとで申し上げておきたいと思つております。

法人企業等を処罰する際の我が国の法律の一般的な法形式は両罰規定であるわけでありませうけれども、その現在の解釈運用では、まず違反行為を行った個人を特定して、その行為内容を確定した上でこれに対する選任・監督上の不行き届きとして企業の刑事責任を問題とする、こういうことであります。しかし、このように個人への処罰が主

で企業への処罰が従であるかのような刑罰のあり方は、カルテル等の独禁法違反行為のように企業活動において企業自身の利益のために企業内部の複雑なプロセスを経て実行される企業犯罪の実態に適合したものとは言えないのじゃないかということが第百二十三国会の質疑の中で明らかになつて答弁漏れとなつておられるわけでありませうから、まずその企業犯罪の実態に適合したものと云いがたいということと、この点についての新委員長の明確な見解を伺つておきたい。

そして、それに関連するわけでありませうけれども、我が国の現行法の中にも法人に対する刑罰を独立

して定めたものがあります。例えば、これは大変古い話ですけれども、明治三十三年三月十三日法律第五十二号、法人ニ於テ租税及業煙草専売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律等がございませう。それから、アメリカの反トラスト法、シャーマン法でも取引制限、独占等の違反について法人を単独で処罰できることになっております。カルテル等の典型的な企業犯罪については個々の行為者個人の刑事責任のあるなしにかかわらず、ストリートに当該企業それ自体を処罰するという方向で独占禁止法の両罰規定のあり方、またはその解釈運用を抜本的に見直すべきではないかと考えておられますけれども、この点についても先ほどの答弁の残りの問題とも関連をして明確な見解を委員長から伺つておきたいと思つております。

それから三点目でありませうけれども、専属告発という公正取引委員会が持っている権限があるわけでありませうけれども、これは、告発をするということになれば体制もつくらなければならぬ。告発事業のエキスパートを集中的に養成しなければならぬと思つております。各業種ごとの事件の審査実務を担当する審査部の第一から第五審査長と並んで、当面の間審査部長のもとに告発対象事件の審査実務を専門的に担当する部門を設けてはどうか。さらに、そのために事務局の定員を今後三

年間でさらに少なくとも六十人程度増員してはどうかということとあります。そして、告発事業については現場実務能力向上のために国税査察官等との人事交流をさらに拡大する。そして、審査部付の検察官をさらに増員するとともに、事務局定員内で検察官・弁護士有資格者等を任用する方針も検討する。さらに、金融、運輸、公益事業、サービス業等の事件の審査に当たる第五審査長のもとには現在上席審査専門官が配置されておられません。第一から第四よりも手薄になつておられることが問題だと思つております。これを改善する意思があるかどうか、以上についても公正取引委員会の機能強化についてこれまた新委員長から伺いたいと思つております。以上です。

(和田(貞)委員長代理退席、竹村委員長代理着席)

○糸田政府委員 本年六月三日の本委員会でも小岩井委員から埼玉県における入札手続に關しましてお尋ねがあり、私も一部答弁しなかつた点についてこの場でお答え申し上げたいと思ひます。

埼玉県における指名競争入札の手続でございますけれども、まず指名の通知は、当然のことながら指名をする相手方事業者に対しては指名通知文書によって行ふことになっております。ただ実際には、あらかじめ電話などによりまして相手方事業者にその旨を伝えるという手法がとられております。で、この指名通知文書それ自体は、現場説明会を行います、現場説明会に來た事業者の担当者に対してこれを手渡しをするという形になっております。

それから、現場説明会に來た担当者でございますけれども、この者は現場説明会において指名通知一覧表といったようなものにサインをするということになっております。

それから、入札に際しましては、入札書に入札参加者である事業者の名称、それからその事業者の担当者の名前を記載しまして、それに入札参加の担当者が押印する、そういう入札書によって行つて、このように承知していただいております。

○小岩井政府委員 たいだいま事務局から、せんだつての御質問に対して答弁漏れとなつておりました点を御答弁申し上げたところでございますが、その点に關連いたしました、たいだいま委員からお尋ねがございましたカルテル等の企業犯罪について、個々の行為者個人の刑事責任のあるなしにかかわらず、当該企業それ自体を直接処罰する方向で法のあり方を見直すべきではないか、こういうお尋ねと承りました。また、アメリカの例もお引きになりまして、私もその点も承知して、このところでございますが、たいだいまの御指摘の点は独占禁止法がそのような個人の違反行為に基礎を置きまして、あわせて法人事業者に対しても刑罰

を科する、こういう構成になつておられるところでございますけれども、独占禁止法のみならず、いわば現在の我が国の企業刑事法制全体につきましても、企業、事業主をどのように処罰するか、そういうあり方の基本にかかわる問題であろうかと存じます。したがって、たいだいまの御指摘は私も承らせていただきますけれども、この点は独占禁止法の領域だけで議論をするべき問題では必ずしもなく、いわば企業刑事法制全体の枠組みの中で議論されるべき課題であろうか、こんなふうにご覧いただいております。

それから、続きまして私も公正取引委員会の刑事告発に取り組む体制あるいは広く審査体制の充実という点に關しまして御指摘をちょうだいいたしました。既に御案内のように独占禁止法の執行力を強化するという見地から、公務員全体としては大変厳しい定員管理を受けている状況の中で、最近三年間に特に審査を担当いたします私どもの部門の定員が三年間で四割近く増加をさせていただいたことは既に御承知のとおりでございます。私も、今後とも状況が許します限りさら

にこの執行力の強化を目指しまして、この審査部門を中心に公正取引委員会全体の陣容強化、御指摘のような強化の方向に努めてまいりたいと思ひております。

具体的には、例えばもう予算編成も間近でございますけれども、予算あるいは定員当局に對しまして平成五年度もたいだいま具体的に御指摘がございました第五審査長のもとに配属されるべき上席専門官の設置を含めまして、また、定員につきましても、審査部門を中心に合計十一名の増員要求を行つておられるところでございます。

なお、この体制整備に關連いたしまして告発専担の部門を設けるべきではないか、こういう御指摘もございました。確かにその御指摘も私も十分承らせていただきますけれども、ただ事案は、率直のところ取り上げてみないとこれが告発に結びつく事案であるかどうかはわからないという面もございまして、それからまた、審査の対象とな

る相手方が、例えば告発専担部門が担当したということになりまして、初動から始まります審査自体が果たしてスムーズにまいるかどうかという、そのような問題もあろうかと思ひますので、現在のところは審査専担部門を設けるということは直ちに考えておりませんが、当然のことながら審査部門の中には告発を担当する職員を専担させ鋭意研究をさせているところでございます。

以上、お答えをさせていただきました。○小岩井委員 ありがとうございます。続いて我が党の和田委員が質問を続けますので、これで終わりたいと思ひます。

○竹村委員長代理 和田貞夫君。○和田(貞)委員 与えられた時間、質問させていただきます。官房長官並びに小岩井委員長にお尋ねしたいと思ひます。

まず提案者の官房長官にお尋ねしたいと思ひますが、この法案は私的独占、不当な取引制限等の違反者について事業者等に対する罰金の最高限度額を五百万円から一億円に引き上げる、こういう内容のものでございますが、これは昨年の十二月十八日に独占禁止法に關する刑事罰研究会の報告書に基づいて本改正案が出されたものだと思うわけでございますが、間違ひございませんか。

○加藤國務大臣 御指摘のとおりでございます。○和田(貞)委員 それでは、この報告書によりまして、事業者等に対し定められている罰金刑の法定刑である五百万円を数億円程度の水準に引き上げることが必要である。「数億円程度の水準に引き上げることが必要である。」こういうふうな書かれておるわけですが、この報告書の結論と法案の内容と矛盾するようには思ひますが、あなたは矛盾するようには思ひませんか。

○小岩井政府委員 お答えさせていただきます。たいだいま御指摘のとおり、刑事罰研究会の報告書では、たいだいま御提案申し上げております独占禁止法改正案の中で、八十九条違反の罪につきまして、

事業者に対する罰金刑の上限を行爲者本人と切り離しまして抜本的に引き上げることが必要である、そして、その具体的な引き上げ幅につきましては、たいだいま御指摘のとおり、「数億円程度」という表現によりまして、数億円程度にすることが必要、こういうふうな報告書に書かれておることとは事実でございます。

ただ、たいだいまの御質問でございますけれども、私も公正取引委員会が政府部内で法案を作成いたしましたに当たっては、当然のことながらこの研究会の報告書の基本的な方針を踏まえて、その上で、いわば企業に対する独禁法違反行為についての刑事罰の内容を、たいだいま申し上げました、從來我が国法制において一般的でありました、行為者に対する刑との連動を切り離して企業に対する罰金刑を大幅に引き上げるという新たな制度を導入するものであります。それから、御案内のとおり、昨年国会におきまして、カルテルに係る課徴金のこれも大幅な引き上げを内容とする独禁法の改正が成立いたしました。施行されたばかりである、こういうこと等の事情を考慮いたしまして、研究会の御報告では確かに「数億円程度」という表現で大幅な引き上げの方向をお示しいただいたわけでありまして、この表現は、具体的な上限をどのように考えるかにつきまして必ずしも一義的には決定しがたい、それからまた、研究会において必ずしも一義的に決定する必要がないということもあつて、このような表現になつたものと承知してしております。

したがって、私も先ほど幾つかの点を申し上げましたけれども、さらにつけ加えていただければ、例えば中小事業者には、この大幅な引き上げについて過酷な罰金が科されるのではないかと不安もあつたようにも聞いております。この点は、もちろん罰金刑の上限の問題でありますから、その法定刑の範囲内で具体的な量刑がなされるわけでございますけれども、実際にそのような不安が伝えられたことも事実でございます。そのような事情を考慮いたしまして……

○竹村委員長代理 答弁は簡潔にお願いします。

○小粥政府委員 現状におきまして、社会の大方の御理解が得られるぎりぎりの線として一億円という水準を決定したものでございます。

なお、この点につきましては、このような方針を内定いたしました直後に、刑事罰研究会にも御報告をいたしました。この企業に対する罰金刑の大幅な引き上げは大変喫緊の重要事であること、それから、大方の理解が得られるぎりぎりの限度で政府が一億円という改正案を出すということであれば、それは当面やむを得ないと理解をする、そのような研究会での御理解も賜っているところであります。

このような事情で、研究会報告書の数億円という御提言、そして政府が提案いたしました法案ではこれを一億円として改正をお願い申し上げておるわけでございます。何とぞ御賢察のほどをお願いいたします。

○和田(員)委員 これは委員長、注意しておきますが、質問していかないことをだらだらと並べてもらうようなこと、何も尋ねていない。私が言っているのは、報告書の結論として、数億円に引き上げることが必要であるというように書いておるのにもかわらず、その数億円ということじゃなくて一億円という改正案が出ておるところに矛盾がないか。それは、矛盾があるならある、ないならないということを答弁してくれたい。今あなたが述べてくれたことはちゃんと報告書の中に書いてある。あなたが述べられたようなことをいろいろと検討して、いろいろと考えたあげく最後の結論としてこの報告書は、数億円に引き上げることが必要である、こういうふうな結論づけておるわけですよ。あなたがしゃべっていることはもうみんな書いてある。その上で数億円に引き上げることが必要であると書いておるのです。その結論と今回の提案している一億円の引き上げということに矛盾がないかということをおっしゃるのです。矛盾がないのであればない、あるのであればある、ひとつ提案者の官房長官、答

えてください、長官。

○加藤國務大臣 今委員長からお答え申し上げましたように、いろいろな経緯の中で刑事罰研究会の方も、一義的に決定するものかなというふうなこともございまして、数億円という、明確な報告にはなっていないかつたようでございますが、その辺を総合勘案して、そして政府提案としたものでございます。

○和田(員)委員 この研究会に参加しておられる先生の一人も、既にこの前の国会で参考人に来ていただいたいて、私たちはお聞きをいたしました。あるいはその他の参考人にもお聞きをいたしました。

数億というの一億というのがイコールかという、そうじゃない。数億と一億とは違う。少なくとも数億というの一億以上であって、私たちの時代は尋常小学校、私は大阪の小学校で先生から教わりましたのは、数億というのはいらない、数億というのはいらない、五ないし六というのが常識的にこの「数」という文字を利用してあります。人を勘定するの、ここに数人と言えば一人じゃないですよ。数人と言えば、少なくとも一以上、五、六人というのが常識じゃないですか。あなた方がけが数億というのはいらないというように言えるんですか。もう一度お答え願いたいと思います。

○小粥政府委員 ただいま御指摘のように、研究会の御報告の数億円と政府が提案いたしました一億円とは確かに違うわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、研究会の御報告でも「数億円」という表現で、一義的には必ずしもお決めにならなかったということ、それから、私もこの研究会の御報告の基本的方向を踏まえて、その方向に沿って、法案自体は政府部内で検討いたしましたして御提出をさせていただいたわけでございます。

その背景、経緯につきましては先ほど私から申し上げたような状況でございます。いずれにいたしまして、この独禁法の強化、特に法人に対する刑罰の大幅な引き上げということは、現在、競争政策が特に重視をされております状況の中で、どうしても必要な改正であり、またその必要な改正を、先ほど申し上げましたけれども、当面大方の御理解が得られるぎりぎりの線でもとめさせていただきます。ということもぜひ御理解を賜りたいと思存いたします。

○和田(員)委員 理解せよといっても理解ができません。これこそまさに永田町におけるところの議論であって、一歩外へ出ましたら国民の皆さんは、国会というところは何を審議をしているんだという、常識を疑う結果になりますよ。もう子供で、数億といえは五、六億円、これは当たり前のことじゃないですか。だから、まさに矛盾をしたこの今回の提案であろうと思存いたします。

これに引きかえて竹村幸雄君外十名提出の法案、すなわち日本社会党のこの法律の改正案につきましては、まことに当を得ておりました。五億ということになっておるのです。これこそがまさにこの報告書に基づいた数字であり、改正案であらう、こういうふうな思存をさせていただきます。今回のあなた方の提案された内容と、改正案と、竹村君外十名の提出しております数億と、どちらが報告書に近い改正案であるというようにお考えになっておるか、お答え願いたいと思います。

○小粥政府委員 どちらがというお尋ねでございますけれども、私どもは政府案を提出しております立場でございますので、その点はお答えを差し控えていただきますけれども、いずれにいたしましても、政府案が刑事罰研究会の報告の基本的な方向を踏まえて提出させていただいたということはぜひひとつ御理解を賜りたいと思存いたします。

○和田(員)委員 この点につきましては議論が尽きないと思存いたします。あくまでも、数億というの常識的に考えて一以上であるということから、この政府提出の数億に改めるということについては納得することはできません。

○小粥政府委員 竹村幸雄君外十名の提出した改正案の方には定義をさせていただいておるわけでございまして、いわゆる委員並びに委員長の人選の問題についてであります。これは官房長官、ひとつお答え願いたいと思存いたします。

小粥委員長はこの間発令された。ところが、ごとの二月にもう既に、私たちの耳に入る中で、次の委員長は小粥委員長だということももう流れておる。まさにそのとおりになってきておる。国会の運営委員会にも図られる前に、あなた方が提案される前に既にわかっておるのです。そういうような人事は極めて不愉快である。国会を冒瀆した人事であるというように私は言いたいわけでありませぬ。そのようにお考えになりませぬか。

○加藤國務大臣 その点は、前国会のこの委員会でも、また予算委員会でも御指摘いただきましたけれども、政府の人事というのはいろいろ報道されます。公取の委員長の人事に限らず、各役所の局長の人事とか、それからいわゆる政府関係機関の理事長人事とか報道されておりますが、そう決定したというふうには大新聞に書かれても、実際報のものも数多くございませぬ。したがって、一つの雑誌、一つの新聞に予想記事が書かれたというだけで私たちが国会同意人事に係る人事を国会を無視して失礼なことをしたというふうな事態にはならぬのじゃないか。

それで、それがたまたま予想人事と同じことになるケースもございませぬ。それが七、八割でございます。二、三割は違うものになります。ですから、その辺は報道だけというものは、おしかりいただいてもちよつと困るなという場合もあるのでございますが……。

のところから言っておるのです。まして、この公正取引行政というのは公正でなければいかぬ、また公正であるということも国民の皆さんが認知をしておらなくてはならない。人事というものは極めて大事である。

私は役人の出身が悪いというようには言わない。けれども、あの銀行問題があり、証券問題があり、直ちに公正取引委員会がこれに介入する機会があった。けれども、その介入する機会があったにもかかわらず何もやらなかった。それはなぜかという点、これは私が言うのじゃなくて、前公正取引委員長も大蔵省の出身だった、だからやれないのだから、そういう見方になってしまふわけです。したがって、この公正取引委員長というものは役人のOBじゃなくて、例えば判事の出身者あるいは法律学者の方々の中で、だれが見てもなるほど公正取引委員会というのは公正な立場に立つたというふうな、そういう人事を今後やってみてほしいというように私は思うわけでありませぬ。

そしてまた、我が党が提案しております改正案、大会社の代表者であるとかあるいは役人の出身者は少なくとも最低限、二人ぐらいで抑えて、あとは学者であるとかあるいは判事の出身者であるとか弁護士であるとか、この公正取引委員会が発足した当時はそういう人事になっておったのです。もう一度そこに戻して、だれもが納得できるように公正取引委員会人事を今後ひとつ政府はぜひともやっていただきたい、このことを強く要望いたします。時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。

〔竹村委員長代理退席、和田(貞)委員長代理着席〕

○和田(貞)委員長代理 これにて両案中、第二百二十三回国会、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○和田(貞)委員長代理 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。井出正一君。

○井出委員 私は、自由民主党、公明党・国民会議及び民社党を代表して、内閣提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行うものであります。

御承知のように、独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持、促進することにより、一般消費者の利益を確保し、国民経済の健全な発展を図るものであります。昭和二十二年に制定されて以来、幾多の変遷を経て今日に至っております。

この間、我が国経済は、自由で活発な競争市場のもとで今日の経済的發展を遂げてまいりました。近年、世界経済は、ソ連・東欧の変革に伴って市場経済の有効性が再評価され、一層のグローバル化が進展してきております。こうした中で世界経済に大きな地位を占める我が国は、国際的により開かれた市場の実現が強く求められており、また、国内的には、経済力に見合った豊かさを実感できる国民生活の充実に要請されております。

そのため、市場経済の基本である自由な競争を確保する独占禁止法の役割への期待が従来にも増して高まってきており、中でも独占禁止法違反行為に対する抑止力の強化が内外から強く要請されております。

本改正は、こうした状況を踏まえ、昨年の課徴金の引き上げに続く抑止力強化の一環として行われるものであります。

その内容も、カルテル等の違反行為について、事業者に対する罰金の上限を従業者に対するものと切り離して定めることとし、その額も現行の五百万円から一挙に二十倍の一億円に引き上げるものであり、画期的なものとなっております。

罰金刑引き上げの水準については、もろもろの評価がありますが、独占禁止法の本来の目的は、違反者の摘発にあるのではなく、あくまで公正で自由な競争を確保することにあるものであり、別

途、昨年、課徴金の額を大幅に強化したこともあわせて考えれば、十分に抑止力となり得るものであり、現時点では極めて妥当なものであると考えます。また、国際的に見ても、課徴金と刑事罰をあわせ持つ我が国の制度は、今回の措置によって、欧米と比べても遜色のないものになったと言えます。

ただ、罰金刑の上限額が、規模の小さい事業者に一律に適用された場合は、この大幅な罰金刑の引き上げは極めて過酷なものとなる懸念が一部に指摘されているところであり、小規模事業者等については、個々の状況を十分考慮した運用が必要と考えます。

以上、私は、本改正案は極めて適切なものと考え、賛成の意をあらわすものであります。最後に、公正取引委員会に、我が国経済の健全かつダイナミックな発展を維持促進する観点から、国民の期待にこたえる独占禁止法の厳正かつ適切な運用を要請し、討論を終わります。(拍手)

○和田(貞)委員長代理 大島章宏君。○大島委員 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、内閣提出に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

本委員会では、第二百二十三回通常国会以来、内閣提出及び社会党提出の二つの独占禁止法改正案について長時間にわたって並行審議を行ってまいりました。私たちは、この国会が国権の最高機関であり、また、唯一の立法機関であるという憲法の規定を踏まえ、ぜひ議員提案である社会党案についても採決を行うことを強く求めてきたところであります。ところが、大変残念ながら実現には至りませんでした。この議員提出法案の取り扱いをめぐる問題につきましても、今後の国会改革の議論の中で積極的に取り上げてまいりたいと考えております。

さて、内閣提出の改正法案に反対する理由につきまして、以下、簡潔に申し上げます。

まず第一に、事業者等に対する罰金刑の上限の引き上げが、何の合理的根拠もなく現行の二十倍

一億円に圧縮されたことでありませぬ。刑事罰研究会は法人と個人の資力格差に関する具体的試算などを踏まえ、大企業に対しては、「数億円」という結論を出しましたが、この結論を受け入れがたいというならば、具体的な根拠を示すべきであります。また、公正取引委員会委員長自身、この一億円が刑事罰研究会報告書の結論にある「数億円の水準」にまだ到達していないことを認めつつも、大方の理解を得られる水準としては一億円が限界であるとの一点張りでございます。このような説明で、国民の理解を得られると考えておられるのでしょうか。私は、法案内容が不十分であり、さらに、法案提出に際しての公正取引委員会のこのような姿勢自体に疑問を抱かざるを得ませぬ。

第二に、埼玉土曜会事件に対する公正取引委員会の告発見送り問題であります。いかに罰金を引き上げようとも公正取引委員会が告発をしない限り、何の抑止力にもならないということを私たちは繰り返し申し上げてまいりました。今回の事件は、公正取引委員会が告発最有力事件として調査に力を入れながら、ある時期を境にして一転して消極的になり、結局告発見送りに至った、その不透明な経緯は関係者の重大な関心を呼んでおります。また、九〇年六月の告発方針公表後の最初の告発事案となったラップ事件の当事者からも、アメリカ向けの一回限りの対応策としてラップ事件を告発したことは公訴権の乱用であるという主張すらなされております。今回の告発見送り問題は、公正取引委員会に対する国民の期待を大きく裏切るものであります。したがって、国際化の時代に対応した透明感のある公正な日本の取引市場を目指す観点から、公正取引委員会の構成、専属告発制度の運用の実態面等も含めて、抜本的に再検討しなければなりません。今回の罰金引き上げ法案もまたアメリカ向けの形だけの対応策にすぎないとの批判を免れず、独占禁止法違反事件に対する刑事罰による抑止力の強化につながらないことは明白であります。

以上の理由から、政府案の見直しを要求し、私
の反対討論を終わります。(拍手)

○和田(貞)委員長代理 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 私は、日本共産党を代表し、た
だいま議題となりました独占禁止法の一部改正案
について、賛成討論を行います。

本改正案は、カルテルで独占禁止法違反を犯し
た法人等に対する罰金の最高限度額を現在の五百
万円から一億円に引き上げるものであります。こ
れは、不十分とはいえ一定の改善であり、大企業
等のカルテルの抑止と国民の利益確保に一定の効
果を期待できると考え、賛成いたします。

今回の法改正のために設けられた公正取引委員
会の刑事罰研究会は、私的独占、不当な取引制限
等、いわゆるカルテル行為で独占禁止法違反を犯
した法人、事業者団体の罰金を犯罪行為者の罰金
と切り離し、最高数億円まで引き上げる提言をま
とめました。

我が国では、戦後の猛烈な経済成長の中で巨大
企業が数多く生まれ、事業活動の規模も飛躍的に
大きくなっており、これに対応し、最近では
法人税法違反等の企業犯罪について億円単位の罰
金判決が言い渡されるようになってきておりま
す。証券スキヤンダルに端を発した証券取引法改
正では既に株価操縦に対する罰金が百倍の三億円
に引き上げられました。こうした現状を考えれば、
研究会の提言は極めて妥当であり、罰金額の上限
を少なくとも三億円以上に引き上げることが必要
と考えます。

しかるに、さきの通常国会における委員会質疑
で明らかになったように、財界、建設業界、自民
党などの圧力によって研究会報告そのものの公表
もおくられ、結果として改正案で罰金の最高限
度額が数億円から一億円に引き下げられたことは
大変遺憾であります。しかし、少なくとも罰金額
を現在の二十倍に引き上げることは、大企業など
の不法なカルテル、独禁法違反をやめさせ、国民の
利益になることを期待することができますので、不十
分さは指摘しつつも本改正案に賛成いたします。

最後に、今回の法改正を生かすも殺すも公正取
引委員会の姿勢に大きくかかっています。昨年の
金融・証券スキヤンダルや埼玉県土木談合に参加
した大手六十六社に対する本年五月の刑事告発見
送りなどは、公正取引委員会が財界、大企業など
の圧力に屈しているのではないかと懸念を与え
ました。公正取引委員会が、独立した行政委員会
として、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法
などの法律を公正、厳正に運用し、消費者、国民、
中小企業の利益を守るためには、委員会の構成を
民主的にすることも不可欠であります。大蔵省、
通産省出身者など財界、大企業と密着した高級官
僚偏重人事を改め、委員に少なくとも消費者団体
推薦の専門家を加えること、そして、公正取引委
員会の人員を大幅にふやすことを要求し、賛成討
論を終わります。

○和田(貞)委員長代理 これにて討論は終局いた
しました。

○和田(貞)委員長代理 これより採決に入りま
す。

第百二十三回国会、内閣提出、私的独占の禁止
及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正す
る法律案について採決いたします。

本条に賛成の諸君の起立を求めます。

○和田(貞)委員長代理 起立多数。よって、本条
は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○和田(貞)委員長代理 ただいま議決いたしまし
た本条に対し、自見庄三郎君外三名より、自由民
主党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党四
派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が
提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。自見
庄三郎君。

○自見委員 ただいま議題となりました附帯決議
案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を
御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律の一部を改正する法律案に対する附
帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、独占禁止法違反
防止の徹底を図る見地から、次の諸点について
特段の配慮を払うべきである。

一 先の課徴金の引上げ及び今回の罰金の引上
げにより独占禁止法違反行為に対する抑止力
を強化したところであるが、今後ともカルテ
ル等の情報収集等に努め、独占禁止法の厳正
な運用を図ること。

二 刑事告発の権限がもたら公正取引委員会
に属していることにかんがみ、独占禁止法違
反の疑いのある事案に対し厳正かつ十分な事
実関係の調査を行う一方、検察当局との間で
一層の連携強化を図るとともに審査方法等の
検討を行い、この権限の的確な行使に遺漏の
ないよう努めること。

三 罰金刑の適用に当たっては、事案の性格、
違反事業者の事業規模等諸般の情状を適切に
勘案し、事案に応じた妥当な運用を行うよう
努力すること。

四 公正取引委員会の期待される役割が的確に
遂行されるよう、引き続き適切な委員長及び
委員の人選を行うとともに、事務局の情報取
集体制の強化、審査体制の整備に努めること。
以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過
及び案文によって御理解をいただけるものと存じ
ますので、詳細な説明は省略させていただきます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○和田(貞)委員長代理 以上で趣旨の説明は終わ
りました。

○和田(貞)委員長代理 以上で趣旨の説明は終わ
りました。

本動議について採決いたします。

自見庄三郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の
起立を求めます。

○和田(貞)委員長代理 起立多数。よって、本動
議のとおり附帯決議を付することに決しました。

〔賛成者起立〕

○加藤内閣官房長官から発言を求められ
ておりますので、これを許します。加藤内閣官房
長官。

○加藤内閣官房長官 ただいま御決議のありました附
帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたし
まして、本法案の適切な実施に努めてまいり所存
でございます。

○和田(貞)委員長代理 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本条に関する委員会
報告書の作成につきましては、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○和田(貞)委員長代理 御異議なしと認めます。
よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○和田(貞)委員長代理 次に、第百二十三回国会
内閣提出、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。中村環
境庁長官。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法
律案
〔本号末尾に掲載〕

条約が採択され、本年五月に発効したところであり、我が国にとって条約への加入及びそのための国内法の整備が急務となっております。

本法は、条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とするものであります。

次に、この法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、環境庁長官、厚生大臣及び通商産業大臣は、条約等の的確かつ円滑な実施を図るため、必要な基本的事項を定めて公表することとしております。

第二に、特定有害廃棄物等を輸出しようとする者には、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、通商産業大臣の輸出の承認を受ける義務を課すとともに、輸出の承認に先立ちまして、環境の汚染を防止するため特に必要があるものについては、環境庁長官が環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認することとしております。

第三に、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者には、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、通商産業大臣の輸入の承認を受ける義務を課すとともに、環境庁長官は、通商産業大臣が輸入の承認を行うに際し、事前に、通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができるとしてあります。

第四に、特定有害廃棄物等の運搬または処分を行う場合は、移動書類を携帯してしなければならないこととしてあります。

第五に、環境庁長官及び通商産業大臣、また廃棄物の場合は厚生大臣を加えた三大臣は、特定有害廃棄物等の輸出、輸入等が適正に行われない場合において、人の健康または生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等の輸出者、輸入者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収または適正な処分のた

めの措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしてあります。

このほか報告徴収、立入検査、手数料、罰則等について所要の規定を設けることとしてあります。

なお、この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしてあります。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○和田(貞)委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

○和田(貞)委員長代理 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の本案に対し、厚生委員会及び環境委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○和田(貞)委員長代理 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、関係委員長と協議の上、追って公報をもってお知らせすることといたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十分散会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(百二十三回国会、内閣提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「第八十九条、第九十条、第九十一条(第五号を除く)、第九十一条の二又は第九十四条」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条(第五号を除く)、第九十一条の二又は第九十四条 各本条の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号(第一号又は第六号に係る部分に限る)又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号(第一号又は第六号に係る部分に限る)又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号 各本条の罰金刑

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、私的独占、不当な取引制限等の違反について、事業者等に対する罰金の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(百二十三回国会、竹村幸雄君外十名提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二項第九項を次のように改める。

この法律において不正な取引方法とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者と共同して、次に掲げる行為のいずれかの行為をすること。

イ ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者にイに該当する行為をさせること。

二 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次に掲げる拘束の条件のいずれかの条件をつけて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これに維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる行為の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不当な対価をもつて取引すること。

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相

手方と取引すること。

自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者との取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

この法律の規定は、公正取引委員会の指定する著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者又はその物の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する価格をいう。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその物を販売する事業者がその行為にあつてはその著作物を発行する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

公正取引委員会は、当該指定により公正な競争を阻害するおそれがある場合には、前項の規定による指定をしてはならない。

第二十四条の二第五項中「又は前項」を削り、「左に」を「次に」に、「基いて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に、「第二項に規定する商品又は第四項」を「同項」に改め、同条第四項及び第六項を削る。

第二十九条第三項の次に次の三項を加える。
任命の日以前五年間において、資本の額が三十億円以上の株式会社代表権を有する役員又は事業者団体の役員であつた者は、委員長又は委員となることができない。
国の行政機関（公正取引委員会を除く。次項において同じ。）の職員であつた期間が通算し

て二十年以上になる者は、委員長となることができない。

委員の任命については、そのうち三人以上が国の行政機関の職員であつた期間が通算して二十年以上になる者となることとなつてはならない。

第七十一条及び第七十二条中「第二条第九項」を「第二条第九項第三号」に改める。

第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第九十一条」を「第九十一条の三」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟については、第一審の裁判権は、高等裁判所に属する。

第八十七条第一項中、「第八十五条」を「第八十五条」に改め、「合議体を」の下に、「その他高等裁判所に第八十五条第二項に掲げる訴訟事件のみを取り扱う裁判官の合議体を」を加え、同条第二項中「これを」を「それぞれこれを」に改める。

第九十一条の二第十号を削り、同条を第九十一条の四とし、第九十一条の次に次の二条を加える。

第九十一条の二 次の各号の一に該当するものは、これを三百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項第五号の規定に違反して事業者に行為をさせるようにしたもの

二 第十九条の規定に違反して第二項第九項第一号又は第二号に規定する行為をした者

第九十一条の三 第六条第一項又は第八條第一項第二号の規定に違反して第二項第九項第一号又は第二号に規定する行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたものは、これを二百五十万円以下の罰金に処する。

第九十五条第一項中「第八十九条、第九十条、第九十一条（第五号を除く）、第九十一条の二又は第九十四条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対しても、」を「」に対して当該各号に定

める罰金刑を、その人に対して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条又は第九十一条の二 三億円以下の罰金刑

三 第九十一条の三 二億五千万円以下の罰金刑

四 第九十一条（第五号を除く。）又は第九十一条の四 二億円以下の罰金刑

五 第九十四条又は前条第四号 二千万円以下の罰金刑

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条又は第九十一条の二 三億円以下の罰金刑

三 第九十一条の三 二億五千万円以下の罰金刑

四 第九十一条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十一条の四第一号、第二号、第五号若しくは第九号 二億円以下の罰金刑

第九十六条第一項中「第九十一条」を「第九十一条の三」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十九条第三項の次に三項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）は平成四年九月二十四日から、同条第三項の次に三項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）は平成五年十一月三十日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に係属している私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の管轄については、なお従前の例による。
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済情勢及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行の実情にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、法人の罰金刑の引上げ、不公正な取引方法に係る罰則の新設等罰則の強化を図るとともに、特定の著作物に係るものを除き再販売価格維持制度を廃止し、公正取引委員会の委員長及び委員の任命についての要件を加重し、並びに損害賠償訴訟における管轄を変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）等の確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入、運搬及び処分等の規制に関する措置を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

一 条約附屬書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの。

イ 条約附屬書Ⅰに掲げる物であつて、条約附屬書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの。

ロ 条約附屬書Ⅱに掲げる物

ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経出地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経出地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるもの

二 条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

2 この法律において「移動書類」とは、条約附屬書Ⅴに掲げる事項を記載した条約第四条7(c)の移動書類及びこれに類する書類であつて条約以外の協定等に規定するものをいう。

（基本的事項の公表）

第三条 主務大臣は、条約及び条約以外の協定等（以下「条約等」という。）の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴つて生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

二 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行う

ために配慮しなければならない基本的な事項

三 特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項

（輸出の承認）

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 通商産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染（以下単に「環境の汚染」という。）を防止するため特に必要があるものとして総理府令、通商産業省令で定める地域を仕向地とする総理府令、通商産業省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があつたときは、その申請書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

3 環境庁長官は、前項の規定により申請書の写しの送付があつたときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知するものとする。

4 通商産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

（輸出移動書類の交付等）

第五条 通商産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境庁長官（当該輸出移動書類に係る特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項の廃棄物（以下単に「廃棄物」という。）に該当する場合にあつては、環境庁長官及び厚生大臣）に送付するものとする。

3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届けなければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至つたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届けなければならない。

5 輸出移動書類の様式は、通商産業省令で定める。

（輸出特定有害廃棄物等の運搬）

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。）の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、

当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従つてしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

（輸出移動書類に係る届出）

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、主務省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を主務大臣に届けなければならない。

一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなつたとき。

二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失つたとき。

（輸入の承認）

第八条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 環境庁長官は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、通商産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができ。

（輸入移動書類の交付等）

第九条 通商産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容（同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあつては、その条件を付したのもの）と一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書（以下「輸入移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一條の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者(以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。)が当該輸入移動書類を汚損し、又は失つたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失つた輸入移動書類を回復するに至つたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

4 第五條第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第九條第一項」と、「環境庁長官及び厚生大臣」とあるのは「厚生大臣」と読み替へるものとする。

第十條 前條第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等(以下「輸入特定有害廃棄物等」という。)の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯していなければならぬ。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならぬ。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従つてしなければならない。

ならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。

二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十四條第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に規定する命令に従つて、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。

5 通商産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、当該輸入特定有害廃棄物等が廃棄物に該当する場合に於ては厚生大臣に、廃棄物に該当しない場合に於ては環境庁長官に対し、それぞれ、その旨を通知するものとする。

(輸入特定有害廃棄物等の譲渡等)

第十一條 輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類とともにしなければならない。

(輸入移動書類に係る届出)

第十二條 輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は、主務省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。

二 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなつたとき。

三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失つたとき。

第十三條 輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従つて輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方

二 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

(措置命令)

第十四條 主務大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易管理法第四十八條第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬若しくはその排出者等(当該特定有害廃棄物等を排出した者をいひ、その者が明らかでない場合に於ては、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。)であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 主務大臣は、特定有害廃棄物等(廃棄物に該当するものを除く。以下この項、次條第二項及び第十六條第二項において同じ。)の輸入、運搬又は処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易管理法第五十二條の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な処分その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(報告徴収)

第十五條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第十六條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため

関する法律（平成四年法律第 号）の
施行に関すること。

理由

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の
規制に関するバーゼル条約等の確かつ円滑な実
施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入の
承認、移動書類及び人の健康又は生活環境に係る
被害を防止するための措置命令に関する所要の措
置等を定める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

平成四年十二月八日印刷

平成四年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F